

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う農林漁業者向け金融支援制度 (制度創設R2.3.16～、制度拡充R4.6.21～)

| 資金名 | 新型コロナウイルス対策緊急支援資金（県独自分） | 農林漁業セーフティネット資金（国） |
|---------------------|---|---|
| 対象者 | ① 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けた農林漁業者 新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が生じる前の決算期と比べて、その影響により農業収入が10%以上減少している、又は10%以上減少することが見込まれる方。 ② コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響を受けた農林漁業者 コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響が生じる前の決算期と比べて、その影響により収入の10%以上の減少に相当する費用の増加、又は10%以上の減少に相当する費用の増加が見込まれる方。 ※R4.6.21から新設 | ① 新型コロナウイルス感染症により資金繰りに著しい支障を来している又は来すおそれのある方 ② コロナ禍におけるウクライナ情勢に伴う原油価格・物価高騰等の影響により経営の維持安定が困難となった方 |
| 貸付対象（使途） | 運転資金（肥料、農薬、資材費、その他経営の維持に必要な経費等） | |
| 貸付限度額 | ① 1,000万円 ② 500万円 ※①と②はそれぞれ別枠。 | ①一般1,200万円 特認 ※（1） ②一般 600万円 特認 ※（2） |
| 貸付利率 (R4.6.20現在) | 1.75% | 0.16～0.45% |
| 利子補給負担割合 | 県：市町村：金融機関で無利子化 (5：2：3) | 5年間実質無利子化（国） ※（3）：但し、林業・水産業は限度額有り (超過分は有利子。対象者要件有り) |
| 利子補給期間 | 5年間 | |
| 償還期間（据置期間） | 10年以内（3年以内） | 15年以内（3年以内） |
| 融資機関 | 金融機関 | 日本政策金融公庫 |
| 保証料 | 0%（全額補助 県：市町村＝1：1） | 実質無担保化 |

※（1） ①については、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度の引上げが必要であると認められる場合には、年間経費の12/12に相当する額又は粗収益の12/12に相当する額のいずれか低い額とすることが可能。

※（2） ②については、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度の引上げが必要であると認められる場合には、年間経費の6/12に相当する額又は粗収益の6/12に相当する額のいずれか低い額とすることが可能。

※（3） 国の農林漁業セーフティネット資金では、水産業については3,000万円までの無利子化対応であることから、3,000万円を超える分については、県の農林漁業セーフティネット資金で無利子化対策（利子補給）を行うこととしている。